

山原

税経労務通信

C 在 政書士事務所

編集発行人

段 理 ± 社会線別駐山原 治 行政書生山原 治

行数 m ェ 〒910-0003 福 井 市 松 本 4 - 2 - 4 加藤ビル2F TEL 0776(21)2470代 FAX 0776(24)331URL http://www.yamahara-office.jp E-mail info@yamahara-office.jp

菔

◆ 5月の税務と労務

国 税/4月分源泉所得税の納付

5月10日

国 税/3月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

5月31日

国 税/9月決算法人の中間申告

5月31日

5月16日

国 税/6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間

申告(年3回の場合) 5月31日

国 税/個人事業者の消費税等の中間申告(年3回 の場合) 5月31日

国 税/確定申告税額の延納届出による延納税額の

納付 5月31日

国 税/特別農業所得者の承認申請

(皐月) MAY

3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日

•	月	火	水	木	金	
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

地方税/自動車税・鉱区税の納付

都道府県の条例で定める日



相撲の懸賞金 大相撲の本場所は年6場所奇数月に開催され、5月に東京の国技館で行われるのが5月場所(いわゆる夏場所)です。相撲の好取組に出される懸賞金は、税込1本62,000円(勝ち力士の獲得金額56,700円、日本相撲協会の手数料5,300円)となっており、力士が受け取る懸賞金は事業所得として課税されます。

る場 不動産を不動産を

2による

贈

与税

が

か

h

か則

超

I 不動産取得税 登録免許税 で税 産総額により 0 0 がり 0 遺取 万 産得 円 12 L 係た +

ト取ろいの て よう で を 得 す。 は、 で 理 0 な Ĺ 税 知そっこ 0 てみ 金取 ておきた でく関がなり のます 回心か はの高 る た 高 10 0 0 ポイン かに



控除額

10万円

30万円

90万円

190万円

265万円

415万円

640万円

(図表1) ◎相締殺の速算表

印紙税

法定相続分に応す	る各人の取得金額	税率	控除額
	1,000万円以下	10%	-
1,000万円超	3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超	5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超	1億円以下	30%	700万円
1 億円超	2億円以下	40%	1,700万円
2億円超	3億円以下	45%	2,700万円
3億円超	6億円以下	50%	4,200万円
6億円超		55%	7,200万円

◎贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格

① 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合(特例税率)

200万円以下

400万円以下

600万円以下

1,000万円以下

1,500万円以下

3,000万円以下

4,500万円以下

税率

10%

15%

20%

30%

40%

45%

50%

55%

1 Ⅱ す せ え六 んなけつ 控合不 に よる 除に動 を超んな 与 n 万 を 相超ば円 型えると、 暦年一一 え 続 × 税る相続を か合税相続 ょ 原〇り はか人 万取 0 と円得し てき か 'n を 义 まて基た 表ま超

ま す

① 配偶者控除の特別をしてがあります。これられることができます。 偶者控除の特 L. 上の夫婦 礎控除と併 らは せ 曆

税万年 な 税お 円以配 特不 の居住 間で二、 用 財 産 て が非 0 利 婚

用

す

者

す

へる

がが

O

税対象での転嫁に

ある

に場

地

合、

住宅のはは、譲

担 ます 渡

する

は建の、納非物は価税

課は取格

税課得

課

うように

交錯 0

して 土

ま

0 0

産 0) 取 得 次に 年二 の関 \$ す 003

正 消費税は、消費税は、 円 が時住 非 期 により 課 税 等 最資 大三、 金 贈 与 0 0) 〇特

万例

200万円超 300万円超 400万円超

(図表2)

200万円超

400万円超

600万円超

1,000万円超

1,500万円超

3,000万円超

4,500万円超

② ①以外の贈与の税率(一般税率) 基礎控除後の課税価格

税率 控除額 10% 200万円以下 300万円以下 15% 10万円 400万円以下 20% 25万円 30% 65万円 600万円以下 40% 125万円 1,000万円以下 600万円超 1,000万円超 1,500万円以下 45% 175万円 1,500万円超 3,000万円以下 50% 250万円 3,000万円超 55% 400万円

5月号 --- 2

契	的金額	不動產譲渡契約書	建設工事請負契約書
	1万円未満	非	课税
1万円以上	50万円以下	20	0円
50万円超	100万円以下	500円	200円
100万円超	200万円以下	1,000円	
200万円超	300万円以下		500円
300万円超	500万円以下		1,000円
500万円超	1,000万円以下	5,000円	
1,000万円超	5,000万円以下	1	万円
5,000 万円超	1億円以下	3	万円
1億円超	5億円以下	6	万円
5億円超	10億円以下	16	万円
10億円超	50億円以下	32	万円
50億円超		48	万円
契約金額の記	載のないもの	20	0円

(図表4) 登録免許税の税率

土地・建物の登録免許税			一定の住宅用家屋 の軽減税率	
所有権の	売買 2% (土地は1.5%)		0.30%	
移転登記	贈与	2%	なし	
	相続	0.40%	なし	
所有権の保存登記		0.40%	0.15%	
抵当権の設定登記(債権金額に対し)		0.40%	0.10%	

(図表5) 不動産取得税の概要

- ○課税主体……都道府県
- ○課税客体……不動産の取得
- ○納粉养教者…不動産の取得者

。納代報務者…个	動用生り取得者		
免税点	土地 10万円 家屋 建築分23万円、その他取得12万円		
課税標準	価格 (固定資産課税台帳に登録された固定資産の評価額)		
税率	・住宅及び土地 3%(平成30年3月末まで) ・住宅以外の家屋 4%		
	住 宅	●課税標準の特例措置 新築住宅→1,200万円を控除 中古住宅→住宅の新築時期により 最高1,200万円まで控除	
住宅用地の特例	住宅用地	●税額の減額措置(新築・中古とも) 150万円又は床面積の2倍の面積 (200㎡を限度)に相当する土地の 価格のいずれか大きい額に税率を 乗じて得た額を減額	
住宅用地・ 商業地等の特例	●課税標準の特例措置 住宅用土地・商業地等の取得に係る課税標準としての 価格を、評価額の1/2に圧縮(平成30年3月末まで) 税額= 固定資産税評価額 (地価公示×70%)×1/2×税率		

額得許め不 に付不 にし税に動登なす動印 図たが登産録つる産紙 表不か記の免て印の税 4動かの権許い紙取 に産り申利税ま税得 掲のま請を すはに 、伴 げ固すを明 。行ら 図う る定

録る

Vう貼

表契

3 約

の書

よに

注るった

価取免た

率資税うか

を産額とに

乗税は登す

じ評

① (1) ★ 一軽住有建もい金 取新定減すの物のて額 得築のさる場のもはで 者住要れ者合所あ が宅件まのに有り軽 個のにす持は権ま減定 。分 、登す税の 人場該 合当 にそ記 で あ す つの名 る い家義 る て屋人 住 ٤ のにが 宅 み居共

(2) (5) % 住 中以宅事記取五家供登 古上の務を得○屋す記 住が場所完又㎡のる名 宅居合や了は以床こ の住 場部延舗る築で積 合分べなこ後あ で面どと一る登 あ積と るのの こ九併 との用

(3) 義 が 自 己 0) 居

用

°率住

が宅

適用

用家

さ屋

れに

が 店す新上面と人 年こ 記 以と IÉI 積 住

VIりれたいラ シ屋前 またもて イ不すものはシの記 。の又二ョ取① では五ン得か あ一年等のら 得 が震に建二件 必証建築〇の 要明築物年ほ とのさに以か なされつ内 で

内

(4)

登

ボ ン動 卜產 は取 図税 表 5 0 通

h

3 --- 5月号

ジュニアNISA 未成年者 口座の開設者が出国した場合

ジュニア NISA (未成年者少額投資非課税 制度)の未成年者口座の開設者が出国し、居 住者等に該当しないこととなった場合、そ の時の年齢により次のように取扱われます。

3月31日時点で18歳である年の前年 12月31日までに出国する場合

出国の日の前日までに未成年者口座の開 設先の金融機関に「出国移管依頼書」を提 出します。なお、出国したときは、未成年 者口座に受け入れた上場株式等の全てが課 税未成年者口座に移管されます。

[1月1日時点で19歳である年の12月31 日までに帰国した場合]

帰国後に未成年者口座で取引を行う場合 には、未成年者口座の開設先の金融機関に 「未成年者口座を開設している者の帰国に 係る届出書」を提出します。なお、出国時

に未成年者口座から課税未成年者口座に移 管した上場株式等を、帰国後に未成年者口 座に移管することはできません。

[1月1日時点で20歳である年の1月1日 以後に帰国した場合〕

帰国後に未成年者口座で取引を行うこと はできませんが、NISA (少額投資非課税制 度) の非課税口座を開設し、取引を行うこ とができます。なお、払出制限が解除され ているため、出国の際に課税未成年者口座 へ移管した上場株式等を払い出すことがで きます。

3月31日時点で18歳である年の1月 1日以後に出国する場合

出国の日の前日までに未成年者口座の開 設先の金融機関に「未成年者出国届出書」 を提出します。なお、出国したときは、未 成年者口座は出国の日に廃止されますが、 払出制限が解除されているため、未成年者 口座等に受け入れた上場株式等を、出国の 際に非課税で払い出すことができます。

の居 住居 でも 実に わ あ 在日数 る人の ょ な って

でも、 本に

あ 7

れ

ば

日

本の

居住

者とな

所得税

逦

が

複数ある人の

•

半分 住状況、 る たる場合に、 るかを 場 いことか <u>一</u>八 合で 判断 滞 が 0 判定 三旦 資産 2 在 王 5 で判 籍 1) L 地 するためには その 等の 0 # がニ ま B 以上滞 す。 所 断 するも 在 住所 客 か 国以 観 居 親族 住 在 的 が 年の 車

と判 相互協議等によって判断します。 定さ な # 定お、 す。 れる場合は、 3 れ、 日 本 日以 本で 外 0 も居住 租税条約 玉 一で居住 者と

わゆ 国に 居住 ま た、 わ る たって転 の人の生活の 「永遠の旅 年 の間 居 々と移動 に 住 居住地 人」の場合 者 本拠が日 0 する、 判 を数 定

か

相続税の債務控除 未納の固定資産税や住民税

相続税の計算にあたって、相続財産の価 額から差し引くことができる債務は、被相 続人が死亡したときにあった債務で確実と 認められるものです。差し引くことができ る債務には、借入金や未払金などのほか、被 相続人が納めなければならなかった税金で、 まだ納めていなかったものも含まれます。

例えば、相続開始の時点で被相続人が亡 くなられた年分の固定資産税や住民税の納 税通知書が送付されていなかったような場 合でも、固定資産税や住民税の納税義務は 成立しているため、未納となっている固定 資産税や住民税は債務控除の対象となる債 務に該当します。また、被相続人の所得税 の準確定申告で納付することとなる所得税 も債務控除できます。

なお、相続人の責めに帰すべき事由によ り納付することとなった延滞税、利子税や 加算税については、債務控除の対象とはな りません。